

規制改革会議 重点事項推進委員会

医療分野 公開討論後記者会見録

日 時：平成 21 年 6 月 17 日（水）16:46 ～17:06

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

○松井主査 少し時間が押してしまいましたけれども、始めたいと思います。

今、議論をお聞きになったとおりです。後で議事録を公開しますけれども、お気づきになった方がいらっしゃると思います。結構大変なことを発言されたなということで、例えば配置薬等々についてあそこまで言明するとは私は思いませんでした。実質的にはもう電話での相談応需はだめだということをはっきり言ったので、確信的に言ったのでしょうけれども、これから大変な騒ぎになると思います。

いずれにしろ、この問題は国民にとって薬の販売という極めて影響の大きいマターですから、これからいろんなリパーカッションがあると思います。議論はこれで終わったわけではなくて、これからがスタートです。

ですから、それも含めて、本日は Q & A でやりたいと思います。何なりと御質問ください。

○鈴木室参事 それでは、早速ですが、質疑応答の方に移らせていただきたいと思います。御質問のある方は挙手の上、御発言の方をよろしくお願いいたします。あと、各テーブルにマイクを用意してございますので、なるべくマイクを御使用いただきますようお願いいたします。

御質問のある方がいらっしゃいましたら、よろしく申し上げます。

○松井主査 何でもいいですよ。

どうぞ。

○記者 会議としては今後、1 年後にまたこういう機会を持つとか、あるいはもう少し短期的に何かやるとか、アクションを起こされる御予定はあるのでしょうか。

○松井主査 省令も出ましたし、支離滅裂な経過措置が出たということで、これを対象にして規制改革会議としてこれからの議題に上げるというのは当然です。その他諸々も含めて、これはまた一つのテーマができたかなということだと思います。

どういう進め方をするかというのは、これから決めていきます。

○草刈議長 いずれにしても 12 月末には年末答申というものを例によって我々の会議で出すわけです。ですから、今、6 月 1 日からといってどこまでまじめにやるのかというと疑わしいと思いますけれども、やはり経過措置の検証をどんどん迫って行って、それを年末答申の時点ではその評価を我々としてもやらなければいけませんし、それに基づいたこちらの見解を明確に示すということに当面はなるのだろうと思います。

○松井主査 どうぞ。

○記者 今日のお話し合いの中で松井主査が最後に言っておられたように、対面だから安全であるとか、対面でないから安全でないとか、そういう単純な図式ではないということはだれが見ても判断できる内容であると思いますけれども、どうしてこのような事態が起こったというふうに考えておられますでしょうか。

○松井主査 皆さん議論を聞かれておわかりになったとおり、正直言って我々にとっても理解不能なのです。論理はもう破綻していますし、よくもまあ恥ずかしげもなく、あそこまで詭弁を弄して何を守りたいのか、よくわかりません。いろいろなことがあるのでしょうか。

その背景について云々しても、我々は評論家ではありません。現象面において国民生活に多大な影響が起きることは間違いないわけですから、それについてチェックして、たすべきはたすということで対応します。それしか言いようがないです。

○草刈議長 これは全く私の推測でもあるし、本当にそうかどうかは決して自信があるわけではないのですけれども、関連があるとすれば、6月1日からいわゆる薬局以外のところで簡単な薬が売られるようになりました。だから、そういう意味では、いわゆる消費者の利便性は高まったのだけれども、薬を売るサイドからするとそのところでは邪魔が入ったことになるわけです。ですから、インターネットをやっている部分を少しでもカットといいますか、ストップできれば、それを相殺することになることもあるのだろう。そう考えても不思議ではないという気がします。

ですから、それがどういう関係があるのか知りませんが、それは一つの事実関係としては今年の6月というのが一つの時点ではあるのではないかと推測です。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。

○記者 はい。

○鈴木室参事 ほかに何かございましたら、何でも構いません。

どうぞ。

○記者 今日、いろいろやりとりがありましたけれども、議論されていて一番ここが問題だったとお感じになった点がどこかというのを議長と松井主査からお願いします。

○松井主査 どこが問題だったかは、大体11項目について質問して回答してもらいましたが、今日の説明もその回答文とほとんど変わらないわけで、ここがおかしかったからとかそういうのではなくて、全部おかしかったと思っています。印象としては、完全に論理破綻している。だれが聞いても笑うしかないというような回答でした。だけれども、それは恐らく当人たちが一番よくわかっているのでしょうか。実は離島の話も、当たり前ですけれども、あれだけ対象にして、それでインターネット販売をやるかといったら、業者がやるわけがないのです。経過措置といっても、

実質的には経過措置になっていないのです。

2年間で何が変わるのか。離島に新しく薬局を強制的につくるのか。そんなことはできるわけがないですし、配置薬がどうのこうのと言っていましたけれども、その後のことについては実質的には何も考えていない。支離滅裂な、言ってみれば何の説得力もない経過措置をもって、とりあえず聞きおいたという開き直りでしょう。6月に施行する省令は99.99%、批判があろうが何だろうがやるということだったのでしょう。検討会もあったけれども、あのおりですし、厚労省という役所は一体どういう役所なのかなということ、皆さん、これからよくウオッチしていただきたい。これも氷山の一角なのですけれども、国民にとって、厚労省という存在は一体どういうポジションにあるのかということ、こういった例も含めて考えてもらいたいと思います。

○記者 議長からもお願いしてよろしいですか。

○草刈議長 今、松井さんが言われたのと同じなのですけれども、要するに向こうは対面というのが唯一の論理的根拠だと思っているようなのです。だけれども、今日聞かれたように、対面が最大の安全確保の道であるという論理は全く説得力もないし、論理的にも全く破綻していて、中で言うことが違っていたり、何かとんでもないことばかり言っていて、ですから、ああいう論理というのは恐らくどこかでだれかの審判を受けるだろうと思っていますけれども、やはりその部分が一番気になったというよりも、決定的にだめだったのがよくわかりましたというのが私の印象です。あとは松井さんの言われたとおりです。

○鈴木室参事 どうぞ。

○記者 今日の会議の中で、具体的なデータをちゃんと検証して積み上げると複数の要望があったと思うのですけれども、厚労省はそれに対して回答するというふうに今日は言ったのでしょうか。

○松井主査 言っていないと思います。だって、去年の10月7日の公開討論でそのデータについての議論がありましたけれども、その後全くといってよいほど何もやっていません。あれから半年も経ってまた聞いてもやってないと今日言っていました。要するに、何のデータもなくて勝手にこういうものだとか決め付けてやっているところに一番の問題があるわけです。

我々は随分、それを指摘してきたのですけれども、何もこのケースに限らず、彼ら厚労省という役所はデータを公開しない。データを公開すると、恐らく自分たちの論理が崩れてしまうからなのでしょう。都合の悪いデータはすべて自分のところで握りつぶすという体質の役所ですから、どう考えても、これからもデータを公開してやろうという気は更々ないのではないですか。

さっき私が言いましたように、厚労省という役所が、国民にとって一体どういう意味のある役所なのかという根本問題が、これからさまざまところで問題提起さ

れるのではないかと私は思っています。

○記者 規制改革会議として、生データを求めるなり、調査を強制させるなりというのは、手続上はやはり難しいのでしょうか。

○松井主査 ないと言われたらそれまでですからね。

○草刈議長 会議令を見ていただくと、釈迦に説法ですけれども、要するに資料の請求や説明を求める権利はあるのです。だけれども、ありませんと言われれば、まさか警察に頼んで捜査に行くわけにもいきませんし、今、松井さんが言ったように、ありませんと言われてしまえばそれまでで、ですから、あとはやるとしたら、自分たちで調べるよりしようがないのです。

それは可能な限りやってあげるつもりですけれども、それもアンケートとか何かは取れますけれども、阿曾沼先生、そのチェックというのはなかなか難しいですね。

○阿曾沼専門委員 合理的・客観的な説明の根拠を人には求めていくくせに、自分たちは出さないという典型的な省庁なので、これをどうやって打破するかということがポイントだと思うのですが、ただ単なるアンケート調査というものを根拠らしく示すよりも、やはり学術的に検証して見るべきで、彼らは厚生科研というすばらしい制度を持っているのですから、その厚生科研の中できちんと費用をかけて調査研究をやるべきだと思います。これはやる気だけの問題です。これはすぐできると思います。

厚生科研では、きちんとデータを集めて、そのデータを分析して、課題を抽出して、そして、その課題克服のためのアクションプランを具体的に立てていくということをやっていけばいいわけです。研究班を構成するなかで、専門家の知見を求めるということは可能ですから、これだけ議論になっているのですから、厚生科研できちんとやるべきだと思います。

○松井主査 諸外国、ヨーロッパでも、アメリカでも、お隣の韓国でもそうですけれども、そんなものは普通常識といえますか、当然やってしかるべきだということで、もうずっと昔からやっているのですけれども、なぜか日本の厚労省という役所はそういうデータに基づいた行政とかそういったことについてはほとんど関心がないようです。

非常に残念なことですがけれどもね。でも、我慢強く、しつこく、我々だけではなくて皆さんもそういったものを要求してください。抽象的な議論を幾らやっても、それは価値観だ何だかんだという問題になってしまいます。やはりデータというのが一番説得力があるわけですから、それを前提とした議論を私はすべきだと思いますし、当会議全体のスタンスもそうです。

ただ、いかんせん、その辺の調査力というのは我々はなかなか持っていないので、あとは先ほど阿曾沼さんがおっしゃっていたように、彼らの考え方を変えさせると

しか言いようがありません。その変えさせる一番の原動力が皆さんと、そのバックにある国民の世論だと私は思っています。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。

もし、まだほかにありましたら受け付けます。

○松井主査 なかったら私からも一言。この件についてはさまざまな媒体でいろいろ採り上げていますけれども、一体、どうしてこんな誰が考えても理不尽かつ幼稚で非論理的な議論を延々とやっていかなくてはいけないのかと、皆さんは感じていると思います。でも、これが厚労行政の実態です。今回のケースも氷山の一角に過ぎません。でも、こういったことを一つひとつ取り上げていけば、彼らは重い腰を上げるかもしれませんから、粘り強くこれからも採り上げていただきたい。よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木室参事 それでは、これにて記者会見を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。